

平成30年度 第12回高田区地域協議会

次第

日時：平成31年2月18日（月）

午後6時30分～

会場：高田公園オーレンプラザ 会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 地域活動支援事業 募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて

(2) 質問事項 (仮称) 100年映画館周辺交流広場の設置について (通知)

4 議題

(1) 自主的審議事項 雁木の保存を考えたまちづくりについて

5 事務連絡

6 閉会

■今後の予定

3月11日（月）活動報告会（高田公園オーレンプラザ）

3月18日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

4月15日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

[上越市地域活動支援事業 平成31年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんのが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みやすく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成31年4月 1日（月）から
4月19日（金）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

(1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。

- ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。)
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2)平成32年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

(1) × 次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象なりません。

(2) 継続事業について

提案団体の自立を促すため、前年度の採択事業と比較して継続事業と判断され、採択された場合は、**補助金希望額から一定の割合が減額されます。提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業となります。**

《ここがポイント！3》

- (1) 平成31年度の提案事業が、平成30年度の採択事業と比較して、継続事業と判断され、採択された場合は、**補助金希望額から補助金希望額の5%が減額されます。**
- (2) 提案書提出の際は、**補助金希望額を減額する必要はありません。**
- (3) 「継続事業に関する調査票」を記入し、提案書に添えて提出してください。

(3) 審査基準

提案事業は、下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行うとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

（ア）継続事業審査 … 提案事業が「前年度の採択事業」と比較し、継続事業に該当するか」を確認します。

※継続事業審査の結果、「該当する」とする委員が過半数となった場合は、継続事業となります。

（イ）基本審査 … 提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。

※ 基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。

（ウ）審査項目に基づく審査 … 下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none">提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。全市的な方向性と合致しているか。提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none">地域の実情や住民要望に対応したものか。地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。緊急性の高い提案事業であるか。ほかの方法で代替できないものであるか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none">目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none">提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none">新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

《ここがポイント！4》

(1)地域協議会の審査は応募書類による審査を基本とします。

(2)高田区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。

(3)応募書類の疑問点等について、必要に応じて応募者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
(4)問い合わせへの回答方法は、内容に応じて応募者に連絡させていただきます。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面、継続事業に関する調査票など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

高田区へ応募する場合は、事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく実績報告書（事業結果概要書）には、補助対象経費の領収書写しを添付するとともに、会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印をお願いします。

《ここがポイント！5》

(1)申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。

(2)補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3)市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。

(4)自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）

(5)応募に必要な様式及びQ & Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成31年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。なお、高田区における助成金額の上限は、**高田区の予算の範囲内**です。(下限はありません)

《高田区の予算 ●●●●万円》

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

《ここがポイント！6》

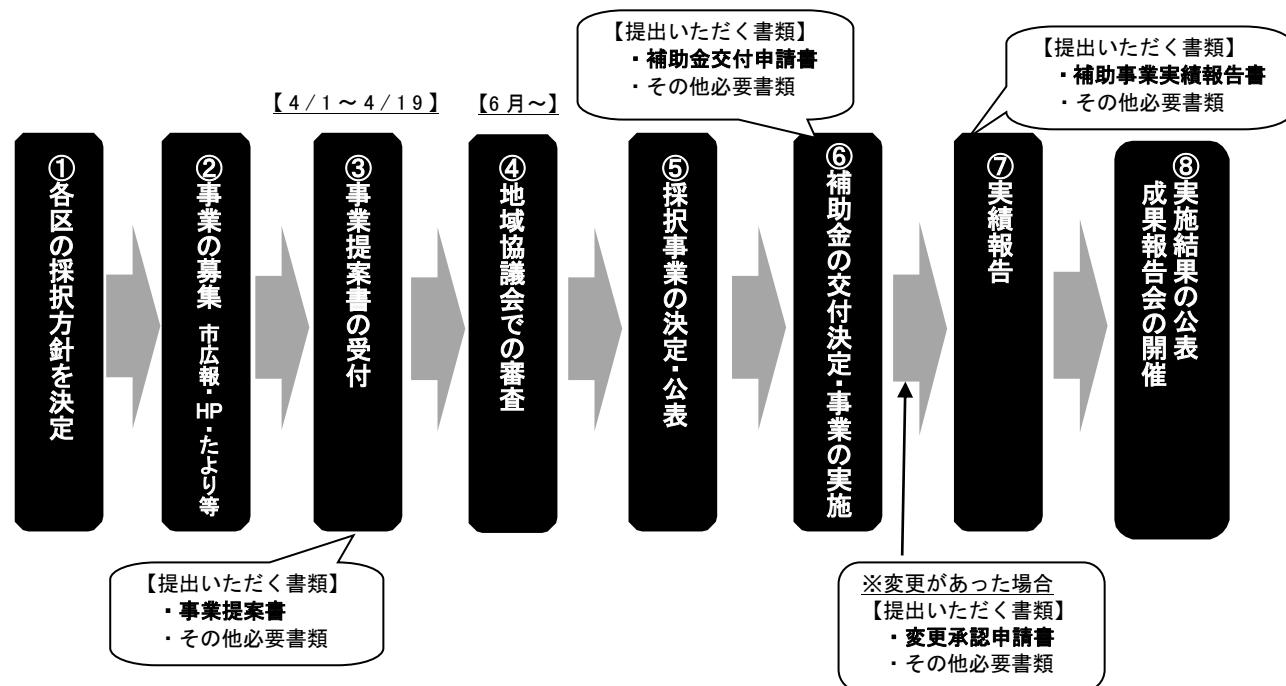
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

高田区の担当事務所
南部まちづくりセンター
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)
TEL 025-522-8831

事業全体の問合せ先
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課 TEL 025-526-5111 (内線1429)



1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査を行う委員

- ①審査を行う委員は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。
※基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。
※委員が所属する団体等が提案した事業であっても審査を辞退しない。

(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「申請概要一覧」を作成し、申請者による「事業提案書」、「審査・採点シート」、「継続事業に関する調査票」とともに委員に送付する。
- ②委員は資料に基づき事業内容を確認し、疑問点等があれば期限内に質問した委員名を記載した「質問票」等により事務局に連絡する。
- ③事務局は委員の質問等を「質問票」等により確認し、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に確認する必要があるものをとりまとめ、提案者に質問事項を送付する。
- ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等により連絡し、事務局は、必要に応じて質問の意図等を確認してから、提案者に再度質問事項を送付する。
- ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を委員に送付する。
- ②委員は送付された資料（「申請概要一覧」、「事業提案書」、「継続事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」、「審査・採点シート」）の内容を踏まえて、継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ③「申請概要一覧」、「事業提案書」等の情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。
- ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑤委員による採点結果は、事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。

【参考】高田区の採点方法

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに を記入する。
- ・**提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。**
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①事務局は、継続事業の審査結果を集計し、委員の過半数が「該当する」と判断した事業を、「継続事業」として取り扱う。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、委員の過半数が「適合しない」と判断した事業があった場合、当該事業の採点結果は集計せず、地域協議会における基本審査で「適合する」と判断された事業のみ得点を集計する。

- ②各提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の合計点により算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(4)で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、委員に「提案事業順位表」を送付する。

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	総得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	-	-

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“点数ボーダーライン”を設ける。

※ “点数ボーダーライン”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）

- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … 太单線
2	○	○	点数ボーダーライン … 太二重線
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業
5	×	△	×
6	×	×	… 不採択事業
7	×	×	△ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業

- ③特に、点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。

- ④提案事業は、審査・採点により確定した順位に基づき採択する。

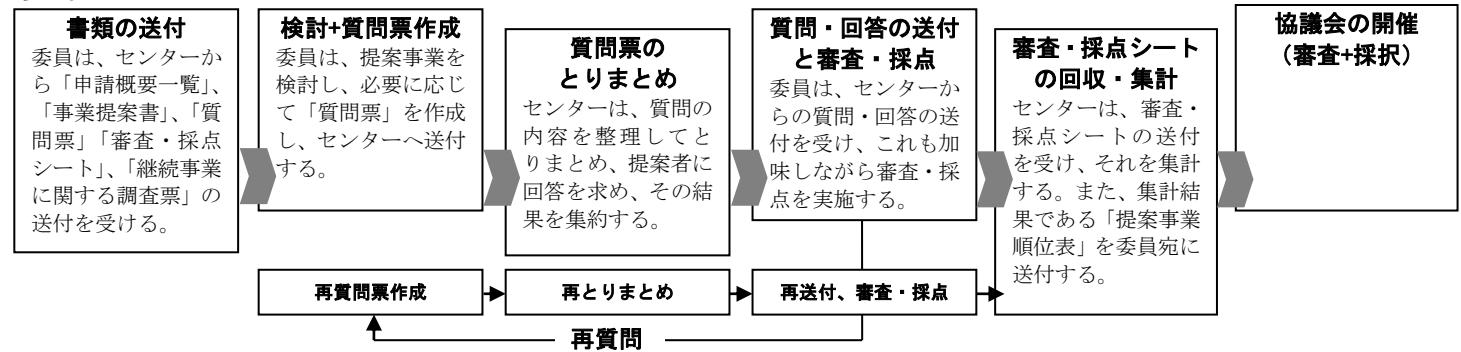
(2) 補助額の検討

- ①補助希望額（継続事業については、減額後の額）に対する補助率は10/10とする（ただし、募集要項では減額して補助する場合がある旨を謳う。）

(3) 採択事業と補助額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助額の検討結果を、事務局のまちづくりセンター長に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）



【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 繼続事業審査

- ・前年度の**採択事業**と比較し、継続事業に該当するか

- 該当する
 該当しない

3 基本審査

※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに□を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	適合性
	<input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (採点不要)

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに□する。(複数可) <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由(簡潔に記載)
--	------------------------------

4 採点内容

(1) 優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

・優先採択事業に該当しているか	該当○／非該当×
-----------------	----------

(2) 共通審査基準 ※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※ 良い 普通 悪い	配点	採点欄
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	 	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	 	5	
③実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	 	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	 	5	
⑤発展性	・新しい発想を感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	 	5	
合 計				25

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

継続事業に関する調査票

1. 提案する事業及び団体等の名称

事業名	
提案者	(名称) (代表者)

2. 前年度（平成30年度）の採択事業との比較について

今年度の提案事業と前年度（平成30年度）の採択事業を比較し記入してください。

- A : 前年度（平成30年度）の採択事業と同一事業のため、「継続事業」である。
B : 前年度（平成30年度）の採択事業と事業内容が全て異なるため、「新規事業」である。
C : 初めて提案した事業（前年度に不採択となった事業も含む）のため、「新規事業」である。
※いずれかに○をつけてください。

※上記で「B」を選んだ場合、今年度の提案事業と前年度の採択事業との相違点をお書きください。

3. 事業の将来見通しについて

事業の最終目標、資金計画（自立計画）、組織計画を記入してください。

※上記「2」で「A」または「B」を選んだ場合にお書きください。

※スペースが足りない場合は、裏面に記載してください。

(記載内容 :)

参考資料

申請書類（事業）の継続判断について（大まかな判断基準）

提案状況	4年前	3年前	2年前	30年度	31年度	継続事業の判断
30年度は申請なし。 31年度初めて申請。	申請なし	申請なし	申請なし	申請なし	申 請	○継続事業となる () ○継続事業ではない (○)
30年度は採択。 31年度も同様の内容を申請。	申請なし	申請なし	申請なし	採 択	申 請	○継続事業となる (○) ○継続事業ではない ()
30年度は申請するが不採択。 31年度も同様の内容を申請。	申請なし	申請なし	申請なし	申請するが 不採択	申 請	○継続事業となる () ○継続事業ではない (○)
30年度は申請するが不採択。 以前に同様の内容で採択。	申請なし	申請なし	採 択	申請するが 不採択	申 請	○継続事業となる () ○継続事業ではない (○)
30年度は申請なし。 隔年ごとに同様の内容で採択。	採 択	申請なし	採 択	申請なし	申 請	○継続事業となる () ○継続事業ではない (○)
30年度は申請なし。 以前に同様の内容で採択。	採 択	申請なし	申請なし	申請なし	申 請	○継続事業となる () ○継続事業ではない (○)

※前回の地域協議会（平成31年2月7日開催：第11回）で決定した結果のまとめ

資料No.5



上企政第4478号
平成31年2月15日

高田区地域協議会
会長 西山要耕様

上越市長 村山秀幸
(企画政策部 企画政策課)

(仮称)100年映画館周辺交流広場の設置について(通知)

平成31年1月29日付けで答申のあった諮問第54号:(仮称)100年映画館周辺交流広場の設置について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり(仮称)100年映画館周辺交流広場を設置することとし、必要な手続きを進めてまいります。

なお、雁木の整備について、交流広場の供用開始時点においての設置は予定しておりません。



南部まちづくりセンター

参考資料

「雁木の保存を考えたまちづくりについて（回答）」等に係る

市への質問集約表

	質問者	質問内容
1	小川委員	<p>1. 雁木整備事業の補助対象地域指定を受けている街区は、雁木部分の固定資産税が雁木の有無割合で減免比率が変動したと思いますが、いまでもその制度は継続しているのでしょうか。</p> <p>2. 指定日より時間を経て、雁木が取り壊された時は、指定街区の代表者がその都度、申請することになっていたと思いますが、いまでもその制度は継続しているのでしょうか。</p> <p>3. 土地の所有者や借地使用者が変わった時の再申請は、どのようにになっているのでしょうか。</p> <p>4. 指定街区の代表者は、新しい土地所有者や借地人に、地域指定街区であることを売主や貸主から聞いているか確認したうえで、再度任意協定の同意をいただく必要があると思いますが、その点に関してはどのようにになっているのでしょうか。</p>
2	高野副会長	「雁木の保存宣言」に対する市の回答が曖昧である。市は雁木を残していくのか、いかないのか、保存宣言をする気があるのか、ないのかをはっきりと答えてほしい。
3	宮崎委員	高田区地域協議会だより（平成30年10月15日発行）に記載された意見書要旨を見た住民から、「市は1項目毎にどのように答えたのか」という声が私に寄せられた。このことから「意見書」に記された1項目毎に「やる」のか「やらない」のかを簡潔に答えてほしい。

上越市長 村山 秀幸 様



平成30年8月21日

高田区地域協議会

会長 西山 要耕

雁木の保存を考えたまちづくりについて（意見書）

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、雁木の保存について自主的に審議した結果、下記のとおり提出いたします。

記

雁木は、雪国高田で生活していくために必要不可欠なものであるとともに、居住者が私有地を提供し合いながら、公共の目的で活用するという、先人から受け継がれてきた互助の精神で成り立っています。そのような歴史と文化とともに、親から子へ、子から孫へと世代を超えて、みんなで雁木を守ってきた経緯があることから、雁木には「高田の心」が凝縮されていると言っても過言ではありません。

この「高田の心」というべき、高田らしさを生み出す貴重な遺産である雁木を後世に残していくためには、保存に留まらず、雁木の活用も視野に入れたまちづくりを行っていく必要性があると認識しております。

しかしながら、雁木を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、現状は雁木の減少を食い止められない状況です。これらの現状を開拓するためには、市の更なる積極的対応がなければ、日本一の総延長を誇る雁木の衰退が今後も進むのではと心から危惧しております。

つきましては、その解決策を以下のとおり提案します。

1. 上越市がリーダーシップをとり、次のことを行う。
 - (1) 歴史的文化的遺産である雁木の大切さを認識してもらい、後世まで残していくという市民の機運を高めるため、市として「雁木の保存宣言」を行う。
 - (2) 長い歴史の中で守り続けてきた雁木を、今後も継続し保存活用していくために必要な「基本計画」及び「実施計画」を策定する。
 - (3) 雁木の保存に関する明確な目的や制限行為などを記した「規則」を制定する。
また、雁木の柱や外壁等における形状、大きさ、色彩などについて、現状ではバラバラであることから、雁木の保存及び景観に関して統一した「ガイドライン」を制定する。
2. 上越市として、雁木が比較的良好に残存している地域を「モデル地区」または「優良地区」として指定し、重点的に整備し、活用する。
 - (1) 雁木が残存している地域を「モデル地区」または「優良地区」として指定し、財政的支援を含めた整備や活用に必要な諸施策を作成、実施する。
 - (2) 雁木の保存を実現するため、上記諸施策の作成、実施する際は、関係町内会等と連携するとともに、雁木に関わる市関係部局の横断的体制により、保存に向けた必要な対応を講じる。



上文振第36020号
平成30年10月10日

高田区地域協議会

会長 西山 要耕 様

上越市長 村山 秀幸
(自治・市民環境部文化振興課)
(都市整備部都市整備課)

雁木の保存を考えたまちづくりについて(回答)

平成30年8月21日付けで提出のあった意見書について、下記のとおり回答します。

記

1 雁木の保存と活用に関する基本的な考え方や取組等について

雁木は、雪国に暮らす人々の知恵と「共助」の心が形となって、現代まで受け継がれてきた貴重な地域資源であり、雁木のある地域においては、これまでも、地域の皆さんのがんばりの自発的な活動を主体としたまちづくりが行われてきた経緯があります。

地域も行政も、雁木は私有地と私有財産の提供があって成り立っていることに留意するとともに、景観や利便性の向上など、地域住民が安全で快適に暮らせる環境を総合的に考えながら、それぞれの場面で、雁木の保存と活用について検討がなされてきたものと認識しております。

市では、これらの経過や事項を踏まえた上で、雁木整備事業として、雁木の保存・活用などに関する取組について合意された地域を補助対象地域に指定し、雁木の整備・改修等にかかる費用の一部を補助しているところであります。

また、地域に暮らす人々が雁木を含めた街並みを日々心地良いと感じるとともに、当市を訪れる方々からも上越の良さを実感してもらえるような「景観づくり」が大切であると考えており、市民が地域ぐるみで景観を意識し、実践・改善する「景観そだて」に取り組んでおります。

2 上越市がリーダーシップをとり、「雁木の保存宣言の実施」、「基本計画、実施計画の策定」、「規則の制定等」を行うことについて

雁木整備事業において補助対象地域を指定する際は、地域住民が主体となって雁

30.10.10

南部まちづくりセンター

付

木整備のガイドライン等を作成しており、住民自ら効果的で継続的なルールを作り、地域の任意協定という手法で地域合意がなされてきております。

ご提案（意見）の実施については、それぞれの地域の特色や実情のほか、お住まいの皆さんの意向を踏まえた上で推進する必要があり、地域住民の合意できる環境が整っていることが重要ですが、地域ごとにその実態は異なっております。

このようなことから、地域全体に対しては、市が主導して実施する状況ではないと考えておりますが、地域の方々と一緒に様々な事情を共有し、どのような取組ができるのか検討するとともに、雁木整備事業の補助対象となっていない地域につきましては、状況等を把握しながら制度等の説明を行い、住民の合意に向けた主体的な取組の支援に努めてまいりたいと考えております。

3 上越市として、雁木が比較的良好に残存している地域を「モデル地区」や「優良地区」として指定し、重点的に整備し、活用することについて

市では、地方創生（城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」）の一環として、雁木通りなど歴史・文化を感じられる街並みを有している南本町3丁目において、まちづくりと合わせて景観に関する意識啓発に取り組んでおり、その中で街並みを生かす色彩基準をまとめた「景観色彩ガイドライン」の案を作成し、その運用について地域と一緒に検討しているところであります。

今後は、地域住民や地域で活動されている団体等の意向を確認しながら、重点的な取組が必要な雁木を含めた街並み等の景観や歴史・文化について検討してまいりたいと考えておりますので、高田区地域協議会の皆様からもお力添えいただくよう、お願いします。